

インドネシア／南スラウェシ州その他での調査のための手続き
(許可状延長の手続き)

岩田 剛¹

以下は「調査の手続き—その事例集」にすでに掲載されている筆者の報告
<http://www.asafas.kyoto-u.ac.jp/asia/chiiki/PDF/iwata1.pdf>
の続編であり、それと一体のものである。それゆえ、前報告で説明した用語や事柄について、以下では説明をくりかえさない。

本報告にはインドネシア国内で調査を続けながら、どのように調査許可の延長をおこなったかについてのべており、この点で、同様の計画をもつ研究者の参考になるものと考えられる。

【要約】

調査者が1年以上の調査期間を申請した場合、通常 RISTEK は調査者にたいしてまず10ヶ月～1年間の調査許可を与え、その後それを6ヵ月ごとに更新していく。他の許可状（入管の滞在許可、内務省国民統合局系列の調査紹介／許可、警察系列の通行許可）の有効期間も原則 RISTEK の調査許可状に対応しており、調査者はこれらも同様に更新していく必要がある。

調査期間の延長のために、まず、調査許可状失効の2ヶ月前までに RISTEK に延長の旨を伝えておかなければならない。そのさい RISTEK の職員が、いつまでに必要書類（カウンターパート作成の依頼状、申請者作成の依頼状、調査進捗報告書の3点）を RISTEK に提出しなければならないかを教えてくれる。調査者はそれにしたがって書類を用意して RISTEK に提出し、月例会議を経て調査許可が延長される。調査許可が延長されると、RISTEK は新たな調査許可状と、当該の入管宛の KITAS 延長依頼状、州警察宛の SKLD 延長依頼状を発行してくれる。次に、入管で KITAS を更新する。そして、それらをもって内務省系列と警察系列の許可状の更新を進めていく。

【調査許可延長手続き 第1回目 2009年6～7月】

2008年10月に発行された調査許可など諸々の許可状には、7月末まで10ヶ月の有効期間が与えられていた。それらの期限が迫ったため更新をした。

5月初旬に RISTEK 外国研究者調査許可事務局に電話をし、調査許可を延長したい旨を伝えた。そのさい、6月末までにカウンターパートと筆者が作成する依頼状と調査進捗報告書をファックスかメールで送付するよういわれた。

¹ 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科院生

6月15日（月）

カウンターパート機関のハサヌディン大学を訪れ、RISTEK 宛の調査許可延長依頼状の作成をお願いする。この延長依頼状の書式について確認するため、RISTEK に電話をすると、必要書類を可能な限り翌16日（火）午前中に送付するよういわれる。翌々日に外国研究者調査許可事務局内の月例会議があり、それに諮られないと調査許可延長申請は来月にまわされるという。来月ではその他の書類が期限切れとなってしまう可能性が高い。

その日、ハサヌディン大学ではあいにく担当部署の部局長と、書類にサインをする権限のある副学長が不在だった。急遽、別の副学長に書類の作成とサインをお願いする。16時前に書類を受け取り、RISTEK にファックスで送信する。マカッサルとジャカルタは時差が1時間あり、RISTEK の終業（16時）までにまだ1時間あった。ファックスを送信後 RISTEK に電話をかけ、受け取ってもらったことを確認する。「明日の月例会議にかけられる」と職員にいわれる。

6月19日（金）

RISTEK に電話をかけると、延長手続きが承認されたことと、延長期間が6ヶ月であることを知らされる。後日、カウンターパート宛と著者宛の調査許可状、マカッサル入管宛のKITAS 延長依頼状、南・東スラウェシ管区警察（以下、「州警察」）宛のSKLD 延長依頼状の4点を、カウンターパートのもとにファックスで送っていただいた。

6月30日（火）

朝、ハサヌディン大学で事前に作成を依頼しておいた入管宛のKITAS 延長依頼状と身元保証状、そしてRISTEK から送られた上記4点の書類を受け取り、マカッサル入管へ。入管でRISTEK、ハサヌディン大学、著者からのKITAS 延長依頼状、顔写真（2×3センチ）2枚、パスポート、KITAS、Buku Biru に、すべてのコピー一式（顔写真をのぞく）を揃えて提出。金曜日（7月3日）11時に再び来るよういわれる。

7月3日（金）

11時、入管に到着。火曜以降の手続きは進んでいなかったようで、金曜礼拝が終わるまで待つ。

14時過ぎに法務人権省南スラウェシ管区事務所（Kantor Wilayah Sulawesi Selatan, Kementerian Hukum dan HAM、以下「法務人権事務所」）宛の書類を渡され、届けに行くよういわれる。KITAS 延長のために、法務人権事務所の同意をえなければならないからだそうだ。15時過ぎにマカッサル市の南部に位置する法務人権事務所に到着。しかし、すでに業務を終了していた。

7月6日(月)

9時、法務人権事務所に到着。入管からの書類を職員に渡す。署名権限のある者が会議に出席しているため、会議が終わるまで待つ。手数料として10,000ルピアを支払う(領収書なし)。13時ごろ会議が終わり、14時に署名の入った延長同意書を受け取る。

入管に向かい、法務人権事務所からの同意書をそのコピーと共に提出する。その後、新しいKITASに自分の署名を入れ、KITAS延長手続き手数料として405,000ルピアを支払う(領収証あり、うち55,000ルピアは写真撮影代と書かれていた)。金曜日11時に再度来るよういわれる。

7月10日(金)

入管でビザの延長印が押されたパスポート、Buku Biru、そして新たに発行されたKITASを受け取る。それぞれ1部コピーし、職員に渡す。

ジャカルタでおこなう必要のあるSKJ(国家警察発行)とSPP(内務省国民統合局発行)の延長はRISTEKに代行してもらう。RISTEKには代行料金として40米ドルを支払った²。しかし、延長されたSKJとSPPは、前の書類の期限が切れて2ヶ月以上たった10月初めになって、カウンタパートのもとに届いた。

SKLDなど州・県レベルの許可関係書類は、SKJやSPPがなくても、RISTEK発行の依頼状と調査許可状、KITASで手続きができた。

【延長手続き 第2回目 2010年1~2月】

いずれの延長手続きについても、第1回目時と大きな変わりはない。

ただし今回は、SKJとSPPの延長のため、1月31日~2月5日にかけてジャカルタに出かけた。上述のように、第1回目のときには、RISTEKに代行してもらったものの、それらの許可状が手元に届くまで随分長い時間がかかったことに不安を覚えたからだ。また、内務省国民統合局でのSPPの手続きは以前は1日だけで済んだが、3日かかるようになっていた。そのほか、州警察発行のSKLDはこれまで書類形式かカード形式を選択できたが、最近になってカード形式のみの発行に変わったといわれた³。このカード形式のSKLDは州警察にて申請後、国家警察で作成され、州警察で交付される。南スラウェシで申請した著者の場合、交付までに約1ヶ月強かかった。手数料は10万ルピア⁴。交付までの間は、申請時に発行される申請受領証(Tanda Terima Permohonan)がSKLDと同等の効力をもつ。

RISTEKからの調査許可状は6月末日まで、その他の書類は7月11日まで有効期間が延

² 保護区での調査をおこない、保護区入域許可状(Surat Ijin Masuk Kawasan Konservasi)も延長する場合には75米ドルである

³ カード型SKLDはクレジットカードサイズであり、常時携帯が求められる。

⁴ 申請書はジャカルタの国家警察へ送られ、そこでできあがったSKLDが州警察に送られるため、それらの郵便代も含んでいる。

長された。

【延長手続き 第3回目 2010年6～8月】

注意すべきこと：入管で行う滞在許可の3回目の延長は、法務人権事務所（法務人権省の地方出先機関）のみならず、首都ジャカルタの法務人権省入管総局からの同意状も必要となる。

5月初めに RISTEK に電話で調査許可を再度、更新したい旨を伝えると、5月20日に月例会議が行われることを知らされる。また、調査の関係上、新たに調査地域（西パプア州）を追加したいと申し出たところ、著者とカウンターパートからの依頼状の両方にその旨を明記するよういわれた⁵。

著者とハサヌディン大学からの依頼状、調査進捗報告書を19日（水）になってファックスで送付したところ、5月の月例会議にはかけられず、翌月の会議（6月9日）にまわされることになった。

6月10日（木）

RISTEK に電話をすると、調査許可は更新されたが、西パプア州での調査地追加申請は却下されたと伝えられた。理由を尋ねると、治安上の問題だという。この「調査の手続き—その事例集」にある杉島敬志氏のレポートには、「月例会議で、調査許可申請が却下される可能性は、調査テーマにもよるが、パプア、アチェ、ポソ、アンボン調査地とした場合、却下される可能性が大きくなる」とのことであり、この点に抵触したようだ⁶。

6月15日（火）

前回までと同じように、カウンターパートから依頼状と身分保証状、RISTEK からの依頼状、著者が作成した依頼状をもって、マカッサル入管で KITAS の更新を申請。21日に来るよういわれる。

6月21日（月）

今回は KITAS の3回目の延長なので、マカッサルの法務人権事務所に加えて、ジャカルタの法務人権省入管総局（Direkturat Jendral Imigrasi, Kementerian Hukum dan HAM）の同意をえなければならぬといわれる。入管作成の法務人権事務所宛の依頼状を受け取り、法務人権事務所に向かう。法務人権事務所ではパソコンの調子が悪く、終業時間まで

⁵ 具体的には定点調査地の一部の人々が西パプア州に移住しており、そこでの短期調査を希望したため。このとき RISTEK の職員には、会議で了承されるか却下されるはわからないといわれた。

⁶ 「インドネシア／国立文書館および東ヌサ・テンガラ州での調査のための手続き（後半部）」を参照（<http://www.asafas.kyoto-u.ac.jp/asia/chiiki/PDF/sugishima2.pdf>）。

待つものの入管総局宛の依頼状を作成してもらうことができなかった。

6月22日（火）

朝、再び法務人権事務所を訪ね、入管総局宛の依頼状を受け取る。そして、この依頼状を法務人権省入管総局に郵送するか、ジャカルタにいる知り合いか業者に郵送して手続きを代行してもらうか、あるいは自らジャカルタに赴いて直接手続きをするようにいわれる。ジャカルタ市内へは速達便で2日で届くという。だが、入管総局内に知り合いがいないとマカッサルの法務人権事務所に返信が届くまでに通常1ヶ月間かかるという。

1ヶ月以内にすべての書類の期限が切れてしまうので、急遽ジャカルタ行きを決め、すぐにチケットを予約する。幸い、手続きをしてもらった部署内に、入管総局に夫が勤めているという職員がおり、紹介のメモ書きを受け取る。

6月25日（金）

午前の便でジャカルタへ。法務人権省内の入管総局に出かけ、マカッサルで紹介してもらった職員を訪ねる。この方の助力で、半時間ほどでマカッサルの法務事務局宛の延長発行許可証（書類は厳封されているため正確な内容は不明）が発行された。

6月28日（月）

RISTEK 内の外国研究者調査許可事務局に行き、更新された調査許可書を受け取り、手数料70米ドルを支払う。ここで国家警察のSKJと内務省のSPPは、KITASなしで更新できるか尋ねると、本来はできないが事情を話せば認めてくれるだろうといわれる。

国家警察に向かい、SKJの更新申請をする。しかし、KITASが手続き中であることを理由に更新を断られる。窓口で「RISTEKでは更新可能といわれた」と主張すると、中に通され窓口職員の上司らしき人物と話をする。「先月KITASがまだ手続き中でSKJを更新しようとした外国人研究者がいた。KITASが発行されたら直ちにそのコピーをこちらに送信するという約束でSKJ発行を特別認めたが、その外国人研究は約束を守っていないから、あなたのSKJは更新しない」といわれる。交渉の末1ヶ月間だけの仮更新を認められた。しかし、SKJに署名する権限のある者がこの日から5日間ジャカルタ市外に出張で出掛けているため、受け取りは7月5日（月）になるといわれる。その後、SPP更新のため内務省国民統合局を訪ねると、SKJがないとSPPは更新できないとのこと。RISTEKに電話をすると、ジャカルタにいる知り合いに代理で受け取ってもらい、マカッサルに郵送すればよいとアドバイスを受ける。しかし、ジャカルタで待つことにする。

7月5日（月）

国家警察でSKJを受け取る。期限は8月13日までと書かれている。その後、内務省へ行きSPPの更新を申請する。担当の職員に「どうして3回も更新しなければならないほど

調査が長いのか」ときかれる。その職員は RISTEK に電話をかけ、なぜ RISTEK が著者の調査許可を 3 回も更新したのか質問をした。彼は RISTEK の説明に納得したようで、更新申請受領書を発行してくれる。しかし、SPP は SKJ に基づいて発行するものであるとの理由で、有効期間は SKJ と同様に 8 月 13 日までだとのこと。

2 日後の 7 日（水）午後 14 時に更新された SPP を受け取る。その期限欄には「7 月から 3 ヶ月間、8 月 13 日まで」(3 (tiga) bulan, mulai bulan Juli s/d 13 Agustus 2010.) と書かれていた。

8 月 9 日（月）

1 ヶ月しか延長されなかった SKJ と SPP を更新するため、KITAS 等を持参して再びジャカルタへむかう。

8 月 10 日（火）～11 日（水）

10 月 13 日まで延長された SKJ、同様の旨書かれた SPP を受け取り、マカッサルに戻る。

(2010 年 9 月 4 日付けメモを 2011 年 4 月 17 日に改訂)